

(3) 要点と討論

本年度の地区研究会では、課題の継続性を考えて、とくに報告者には、村落自治資料の提供をお願いした(宿題委)。なお当日の報告要点と討論については、鳥越氏にまとめていただくことにした。

.....◆.....

鳥越 皓之

牧野会員は漁村を対象として報告された。そのなかで、牧野会員がとくに強調されたとおもわれるのは次の点である。(1) 沿岸漁業をおこなうムラでみるかぎり、村落秩序を支えてきたのは、ながく、幕藩時代の旧慣であった。(2) 地下(じげ)という行政の末端機構がすなわち部落の自治組織であり、それはまた漁業協同組合でもあ

あるという三つの組織の結びつきが考えられる。(3) 戦後、地先漁業は解体し、ムラとしてのまとまりが弱くなったが、戦後の漁業法にのっとった「漁業組合自営」という方式がイデオロギーとしての共同体をつくりだしている。(4) 戦後、漁業の整備にともない、漁協から自治政組織が分化していく傾向がみられる。この四点である。また農村を対象とした余田会員の報告は次のようであった。余田会員は兵庫東波豆村(現宝塚市に所属)を中心とした村法などの地元文献史料をつぶさに紹介して、主として以下に述べるようなことを主張された。

川本彰氏はムラを三つの保全機能に分けた。それは人間保全、領土保全、作物保全であった。ところでそれを近代の諸法制に照らしてみると、明治四年の戸籍法、明治五年の庄屋年寄の廃止、明治五年の大小区制(ただし兵庫県は小区を置かなかつた)等々によって、人間保全の機能が最初に大きく変化した事実がわかる。また明治七年の地租改正がムラの領域の意識(領土保全)をたいへん明確にしたのではないかと指摘された。

さらに、明治一年の三新法、一三年の連合町村戸長制(総代がムラに置かれる)、明治二二年の町村制(各ムラに常設委員を置く)、大正一〇年の郡制廃止(ムラの体制のたてなおし)、昭和一五年の部落会の設置(いままでの部落が戦時対応したにすぎないと理解する)、昭和二二年の部落会の解散(部落会が解散したのであって部落は残存)、と歴史的経緯を兵庫県の事例に則して詳しく説明された。

そこで結論として主張されたことは、上からのさまざまな制度的変革にもかかわらず、ムラは常に存在しつづけてきた事実をあらためて理解しなければならぬということであった。このムラが一貫して存続しつづけたという指摘は、牧野報告とも共通する見解である。余田会員のもう一つの指摘は、行政の末端機構といわゆるムラの自治組織とは相互補完的な存在であって、現実のムラは行政と無関係ということはありえないという見解である。この指摘も牧野会員の指摘と変わらない。これら二つの指摘はたしかに目新しいものではないが、この両氏の指摘が精密な実証的資料にもとづいたのであったので、十分な説得力があり、聞く者に深い共感を与えたように思われる。

以上の発言にたいし、両者の発表がいわば国の法律の側面から見る傾向が強かつたとおもうが、慣行も法律と同様に一つの制度であり、この慣行についてどのように考えられるかという質問が松本会員から出された。それにたいし、たしかにムラの慣行はしばしばフオーマルな制度(国家によって制定された法令)と対立してムラの生活を守る場合もある。いずれにせよ、制度というとき、慣行をも含めて考える必要があるだろうという見解が余田会員によって示された。

また光吉会員から、主体というものをどのようにとらえるかという質問があった。主体は国家とムラの両者にあるという余田会員の意見が示された。けれども今回の報告では、この主体がどのような「主体性」をもって活動しているかということについては、まった

く討議ができなかった。それは両報告ともに、そこまでふれる時間的余裕をもっていなかったためだが、今後「主体」の範囲の確認と、「主体」の範囲の確認と、「主体性」をもって動く実態の確認をすすめる必要があることを痛感した。